

令和3年度 ICT活用地域支援事業募集要領

本要領は新潟県ICT推進協議会規約第3条(4)の業務として実施する「ICT活用地域支援事業」について定める。

標記事業の募集要領及び事業の決定方法は、以下のとおりとする。

1 事業趣旨

新潟県ICT推進協議会(以下「協議会」という。)は、豊かな県民生活の実現にICTを効果的に活かしていくため、協議会会員が産学官で連携し、ICTを活用した地域づくりに向けた取組を行う場合に、マッチングによる支援及び予算の範囲内における当該一般会員へ助成金の交付を実施する。

2 事業概要

本事業は「1 事業趣旨」に沿った事業の実施の支援として、協議会会員同士のマッチング及び助成金の交付を行う。

3 申請手順

申請手順概要

(1)STEP1 課題の提案(詳細は下記「(1)課題の提案」)

協議会会員がICTを活用した地域課題等の提案について申請

(2)STEP2 課題解決案の提案(詳細は下記「(2)課題解決の提案」)

(1)で提案された課題に向けて提供可能な経営資源等を用いた提案を申請

(3)STEP3 上記(1)、(2)のマッチング(詳細は下記「(3)助成金交付申請」)

(1)、(2)により、産学官連携による事業実施の合意が得られた場合、助成金の交付を申請

※個別に産学官の連携を行う場合、(1)、(2)を省略し、(3)のみ申請する。

(1) 課題の提案(STEP1)

① 応募資格

協議会会員

② 提案内容

幅広くICTを活用した地域課題解決及び地域情報化の推進に資するもの

③ 提出書類

・別記第1号様式(第4条関係) ICT活用地域支援事業 課題提案申請書

原則、申請書類は電子データでの提出とする。ただし、紙媒体での応募を妨げない。

④ 事業実施期間

事業採択決定日の次年度の2月末までに完了する見込みであること。

⑤ 注意事項

申請時の提出書類に記載する団体数は問わないため、予め複数の団体での連携体制を確立した状態での申請を可能とする。このうち、産学官での連携体制を確立した場合、(1)の課題提案申請書及び(2)の課題解決案申請書の提出を省略し、(3)の助成金交付申請書のみの提出を可能とする。

例1：学の単独申請であれば課題解決案により産、官とのマッチングを実施

例2：産、学の2団体の申請であれば課題解決案により官とのマッチングを実施

例3：産学官の3団体の申請であれば(1)の課題提案申請書及び(2)の課題解決案申請書の提出を省略し、(3)の助成金交付申請書のみ提出

(2) 課題解決の提案(STEP2)

① 応募資格

協議会会員

② 募集内容

上記(1)の応募内容について、下記の項目を提案すること

・提供可能な経営資源(技術、ノウハウ、人的資源、実証フィールド等)

③ 提出資料

・別記第2号様式(第4条関係) ICT活用地域支援事業 課題解決案申請書

原則、申請書類は電子データでの提出とする。ただし、紙媒体での応募を妨げない。

④ 事業実施期間

事業採択決定日の次年度の2月末までに完了する見込みであること。

(3) 助成金交付申請(STEP3)

① 応募資格

産学官の協議会会員で構成された団体

② 申請内容

(1)と(2)の提案団体同士での意見交換等を通じ、役割分担や費用負担等を整理し、協議会会員である産学官の団体の合意が得られた場合、事業の主体である代表団体が必要書類を提出すること。

③ 提出資料

・別記第3号様式(第5条関係) ICT活用地域支援事業 助成金交付申請書

原則、申請書類は電子データでの提出とする。ただし、紙媒体での応募を妨げない。

④ 事業実施期間

事業採択決定日の次年度の2月末までに完了する見込みであること。

(4) その他

① 1団体あたり複数案件の応募は可能とするが、採択は1件のみとする。

② 採択された事業のうち、実施中である事業の代表団体は別案件の代表団体になれない。

③ 協議会会員以外の団体の参加は不可とするが、採択決定後に協議会に加入する場合はこの限りではない。

4 補助率

助成率は10/10とする。ただし助成上限は125万円とする。

5 審査等

(1) 申請団体に対する条件

- ① 申請団体は代表団体及び参画団体から最低各1名ずつプレゼンテーション審査に参加しなければならない。
- ② オンラインによるプレゼンテーションの参加を可能とする。

(2) 支援事業の決定方法

- ① 企画運営会議構成員（以下、「構成員」という。）のうち事務局が年度ごと選定した5名程度を審査員とし、プレゼンテーション審査を実施。審査の評価点により助成事業を決定する。

【評価方法】

$$\text{最終評価点(最大100点)} = \frac{\text{各構成員の裁量による評価点の合計}}{\text{審査に参加した構成員の数}}$$

- 最終評価点60点以上の事業を採択する。
 なお、最終評価点に小数点第1位以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(3) 評価項目及び配点等

評価項目、配点等は次のとおりとする。

- 審査の評価点（評価項目ごとの基準に基づく評価点）

以下の各評価項目について、A、B、C、D、E、Fの6段階評価*を行う。

* A=1.0、B=0.8、C=0.6、D=0.4、E=0.2、F=0とし、配点に評価を乗じたものを評価点とする。

(例)

評価項目		評価の着眼点	配点 (a)	評価 (b)	評価点 (a×b)
評価 基準	a)目的	提案目的の妥当性	10	A	10
	b)地域適合性	地域の現状や課題の把握度合い	10	D	4
		地域の情報化に係る課題解決への寄与度	15	B	12
		他地域への波及効果の高さ	15	C	9
	c)実現可能性	実用化への可能性	20	B	16
	d)新規性	事業又は技術の新規性の取り組み	20	A	20
e)事業予算	事業予算の妥当性	10	F	0	
計			100		71

(4) 採択決定について

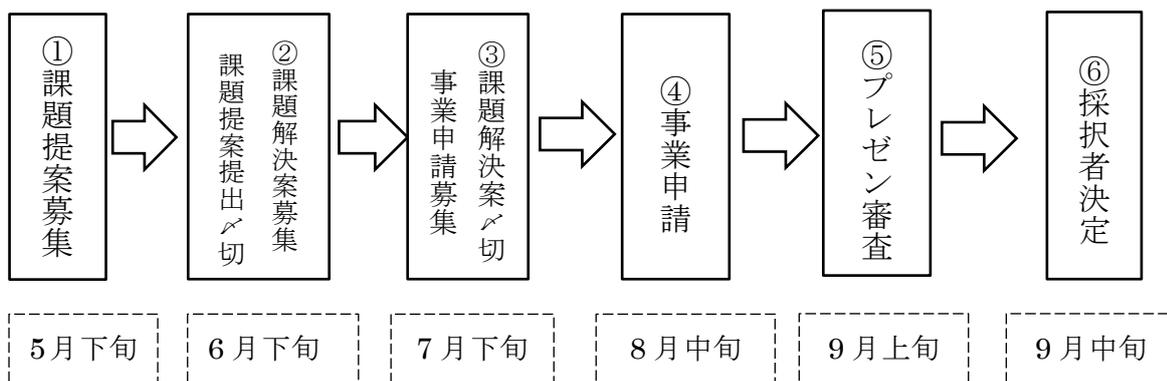
- ① 過去3年間に本事業の採択を受けている事業者が1者でも参加している場合、参加していない団体との点数の差が5点以内であれば、参加していない団体の採択を優先する。ただし本事業の前身である「支援協力事業（ITを活用した地域づくり支援事業）」の採択状況は考慮しない。

- ② 「(2) 評価項目及び配点等」で示した最終評価点が同点である場合、少数第2位以下を比較し、採択する。それでも決まらない場合、審査員の審議により決定する。

(5) 審査結果の通知

- ① 採択者決定の際に審査結果を通知する。
② なお、プレゼンテーション審査の際は各審査結果を通知しない。

6 助成事業決定までの流れ



※本事業のマッチングによらず、個別に産学官の連携を行う場合、①、②、③を省略し、④の申請を実施できる。その場合、協議会事務局に事前に相談すること。

7 交付決定額の考え方

最終評価点が60点以上の事業のうち予算の範囲内で採択
ただし、交付決定額は交付申請額を上回らないものとする。

8 その他

構成員のうち、助成事業の申請者（参画団体を含む。）は当該事業に係る評価を行うことができない。